

中部山岳国有林の地域別の森林計画書

(中部山岳森林計画区)

計 画 期 間

自 令和 3年 4月 1日

至 令和13年 3月31日

林野庁中部森林管理局

この国有林の地域別の森林計画（計画期間：令和3年4月1日～令和13年3月31日までの10ヵ年計画）は、森林法第7条の2の規定に基づき、林野庁中部森林管理局長が全国森林計画に即してたてる森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全の基本的事項に関する計画である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。

中部山岳森林計画区の国有林位置図



- 凡 例
- 国有林野
 - 官行造林地
 - 県界
 - 市町村界
 - 森林管理署
 - 森林事務所
 - 治山事業所
 - 森林計画区名
 - 国有林名

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
（1）位置及び面積	1
（2）自然的背景	1
（3）社会経済的背景	2
（4）森林・林業の動向等	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	6
（1）森林の整備及び保全の基本的な考え方	6
（2）森林の整備及び保全の推進方向	6
（3）森林の整備及び保全の重点事項	7
（4）林道等及び治山施設の整備	7

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	8
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
（1）森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	9
（2）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	11
2 その他必要な事項	11
第3 森林の整備に関する事項	12
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	12
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法	12
（2）立木の標準伐期齢	14
（3）その他必要な事項	14
2 造林に関する事項	15
（1）人工造林に関する事項	15
（2）天然更新に関する事項	17
（3）その他必要な事項	18
3 間伐及び保育に関する事項	19
（1）間伐の標準的な方法	19
（2）保育の標準的な方法	19
（3）その他必要な事項	21
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	22
（1）公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	22
（2）その他必要な事項	23
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	24
（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	24
（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	24
（3）更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	25
（4）その他必要な事項	25
6 森林施業の合理化に関する事項	26
（1）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	26

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	26
(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	26
(4) その他必要な事項	26
第4 森林の保全に関する事項	28
1 森林の土地の保全に関する事項	28
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	28
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	28
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	29
(4) その他必要な事項	29
2 保安施設に関する事項	30
(1) 保安林の整備に関する方針	30
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	30
(3) 治山事業の実施に関する方針	30
(4) その他必要な事項	30
3 鳥獣害の防止に関する事項	31
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	31
(2) その他必要な事項	31
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	32
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	32
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	32
(3) 林野火災の予防の方針	32
(4) その他必要な事項	32
第5 計画量等	34
1 伐採立木材積	34
2 間伐面積	34
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	34
4 林道の開設及び拡張に関する計画	35
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	36
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	36
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	37
(3) 実施すべき治山事業の数量	37
第6 その他必要な事項	38
1 保安林その他制限林の施業方法	38
2 その他必要な事項	49
(1) 森林整備への多様な主体の参加	49
(2) 木材利用の拡大	49
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	50
1 水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	50
2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	51
(1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	51
(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	51
(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	52
別表2 鳥獣害防止森林区域	53

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要	54
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	54
(2) 地況	54
(3) 土地利用の現況	55
(4) 産業別生産額	56
(5) 産業別就業者数	57
2 森林の現況	58
(1) 齢級別森林資源表	58
(2) 制限林普通林別森林資源表	63
(3) 市町村別森林資源表	64
(4) 制限林の種類別面積	66
(5) 樹種別材積表	68
(6) 荒廃地等の面積	69
(7) 森林の被害	69
(8) 防火線等の整備状況	69
3 林業の動向	70
(1) 森林組合及び生産森林組合の現況	70
(2) 林業事業体等の現況	71
(3) 林業労働力の概況	71
(4) 林業機械化の概況	71
(5) 作業路網等の整備の概況	71
4 前期計画の実行状況	72
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	72
(2) 間伐面積	72
(3) 人工造林・天然更新別面積	72
(4) 林道の開設及び拡張の数量	72
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	72
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	73
(1) 森林より森林以外への異動	73
(2) 森林以外より森林への異動	73
6 森林資源の推移	74
(1) 分期別伐採立木材積等	74
(2) 分期別期首資源表	75
7 国有林の計画制度の体系	79

I 計画の大綱

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

全国森林計画の信濃川広域流域に属する本計画区は、長野県の北西部に位置し、松本市等4市1町8村からなり、通称「中信地方」と呼ばれる区域である。その区域面積は298千haで、長野県全体1,356千haの22%を占めており、そのうち、国有林の対象とする森林の区域面積は、99千haで4市5村に所在している。

計画区の北部は雨飾山(1,963m)、天狗原山(2,197m)等の稜線を挟んで新潟県と接し、東部は千曲川下流森林計画区及び千曲川上流森林計画区に接している。

また、南部は木曾谷森林計画区及び伊那谷森林計画区に接し、西部は白馬岳(2,932m)、鹿島槍ヶ岳(2,889m)、三俣蓮華岳(2,841m)、槍ヶ岳(3,180m)、奥穂高岳(3,190m)、乗鞍岳(3,026m)等の稜線を挟んで富山県の神通川森林計画区及び岐阜県の宮・庄川森林計画区に接している。

(2) 自然的背景

ア 気候

本計画区の気候は、典型的な日本海側気候を示す北部と中央高地式気候を示す南部に二分され、北の雨飾山等の周辺地域は冬期の降雪量が多く豪雪地帯となっている。

平成27～令和元年の気象観測データによると、最高気温は37.2℃(穂高)に対し、最低気温は-18.2℃(奈川)、年平均気温は8.8℃(奈川)～12.8℃(松本)、年間降水量は1,059mm(松本)～1,887mm(奈川)、1日の最大降雪量は19cm(松本)～34cm(白馬)となっている。

イ 地形

本計画区の地形は、西部は飛騨山脈が北から南にかけ連なり、北部から東部にかけては、雨飾山、蕎麦粒山、冠着山、美ヶ原等に囲まれている。

これらに囲まれた山々から中央に向い、南部の木曾方面から奈良井川、西部の山岳から梓川、北西部の大町方面から高瀬川が合流し、犀川となって北東へ流れている。

この合流点を中心に肥沃な松本平(安曇野)を形成し、北部の半分は姫川となって北へ流れ、日本海に注いでいる。

各河川の平地流入部では扇状地もみられるが、主にこの両河川の西側は、飛騨山脈の起伏の大きい急斜面が多く、東側は北部の一部と美ヶ原、鉢伏山周辺の起伏の大きい急傾斜地を除き、大部分は起伏量の少ない傾斜地となっており、一部は丘陵的な箇所も見られる。

ウ 地質

本計画区は、日本列島の地質構造を区分するうえで重要な「糸魚川～静岡構造線」を含み、計画区の中央部を南北に縦断している。

この断層線を境とした地質構造の層位は極めて対照的である。断層線の西側には花崗岩類及び古生層の砂岩、粘板岩、チャート等が広く分布し、東側には新第三紀の時代の砂岩と火成岩の閃緑岩類が分布している。この新第三紀層は固結が弱く断層の影響を受けて、地層がしゅう曲、破断されている。

エ 土壌

本計画区の土壌は、褐色森林土群及びポドゾル群が広く分布する。褐色森林土については比較的標高の低い山腹から沢沿いに分布し、適潤性褐色森林土（BD）及び弱湿性褐色森林土（BE）が多く見られるが、一部に乾性褐色森林土（BA、BB）等の乾性土壌が出現する。

ポドゾル化土壌は、高瀬川上流以南には湿性腐植型ポドゾル化土壌（PW(h)Ⅲ）が、以北には乾性ポドゾル化土壌（PDⅢ）が多く見られる。

（3）社会経済的背景

ア 交通

本計画区の交通網について、鉄道は、南部に JR 中央本線が東西に通じ、塩尻駅から東京、名古屋方面に伸びているほか、JR 篠ノ井線が長野方面へ伸び、途中の松本駅からは JR 大糸線が森林計画区に沿うように糸魚川方面に連絡している。また、松本駅からはアルピコ交通の上高地線が新島々へ伸びている。道路は、高速道路の長野自動車道が長野方面に通じている。国道は 19 号線が長野方面、名古屋方面に、147 号線が糸魚川方面に、143 号線や 254 号線が東信方面に、158 号線が高山方面に、406 号線が北安曇野地域から長野方面に通じ、これらに沿って多くの主要地方道が縦横に整備されている。空路は、信州まつもと空港から、国内線（札幌、大阪（伊丹）、神戸、福岡便）が運行されている。

イ 土地の利用状況

本計画区の土地の利用状況は、総面積が県土面積の 22% を占める 298 千 ha で、そのうち森林が 235 千 ha（計画区総面積の 79%）と高い比率を占めており、農地が 25 千 ha（同 8%）、その他が 38 千 ha（同 13%）となっている。

ウ 人口の動向

本計画区の人口は 477 千人であり、長野県の総人口 2,037 千人の 23% を占めている。また、人口動態は地域全体を見ると減少傾向にあり、平成 27 年同時期（485 千人）に比べ減となっている。人口密度は 160 人/km² で長野県全体の人口密度の 107% となっている。

中部山岳森林計画区における人口等

区分	長野県全体(A)	中部山岳森林計画区(B)	比率 (B/A×100)
人口総数	2,037,228人	477,637人	23%
人口密度	150 人/㎢	160 人/㎢	107%

注1 人口総数は、長野県情報政策課「長野県の人口と世帯数（令和2年7月1日現在）」による。

2 人口密度は、「ながの県勢要覧（平成29年版）」による。

エ 産業の概要

本計画区における農業産出額は593億円（平成30年）となっており、長野県全体の23%を占めている。その内訳は、米150億円（25%）、野菜194億円（33%）、果実124億円（21%）、花き18億円（3%）、畜産89億円（15%）等となっている。農家数は21,615戸（平成27年）となっており長野県全体の21%を占めている。

製造品出荷額等は1兆9,792億円（平成30年）となっており、長野県全体の31%を占めている。事業所数は791所（令和元年）となっており、長野県全体の16%を占めている。

年間商品販売額は1兆5,804億円（平成28年）となっており、長野県全体の27%を占めている。商店数は5,738（平成30年）となっており、長野県全体の23%を占めている。

また、産業別の就業者数は、第一次産業が19千人（8%）、第二次産業が65千人（26%）、第三次産業が158千人（64%）となっている（いずれも平成27年）。なお、第一次産業のうち林業の就業者数は411人（7%）（平成27年）となっており、5年前（平成22年）と比べ9人減少したが、10年前（平成17年）と比べ186人増加した。

中部山岳森林計画区における就業者数

単位：人

区分		長野県全体(A)		中部山岳森林計画区(B)		比率 (B/A×100)
就業者数		1,069,860	100%	247,901	100%	23%
産業別	第一次産業	96,899	9%	18,825	8%	19%
	第二次産業	304,510	28%	64,831	26%	21%
	第三次産業	643,203	61%	158,030	64%	25%

注1 平成27年度「国勢調査報告」による。

2 就業者数には、分類不能の産業を含む。

中部山岳森林計画区における林業の就業者数の推移

単位：人

	平成17年	平成22年	平成27年
林業	225	420	411

注 「国勢調査報告」による。

(4) 森林・林業の動向等

本計画区は、長野県の北西部に位置し、総面積は、298 千 ha と長野県全体の 22%を占め、県下の森林計画区では平均的な面積となっている。

本計画区の森林面積は、総面積の 79%に当たる 235 千 ha で、県下森林面積の 22%を占め、苗木生産、キノコ、ワサビ等の生産が盛んな地域である。

本計画区の国有林の森林面積は 99 千 ha で、計画区全体の森林面積 235 千 ha の 42%を占め、その多くが飛騨山脈（北アルプス）の日本を代表する山岳地帯に所在していること、本計画区の中央部を、日本列島を東西に分ける「糸魚川～静岡構造線」が南北に走り、地質的に脆弱なうえ急傾斜地が多いことから、国土保全及び水源涵養^{かん}といった公益的機能の発揮の上で重要な役割を担っている。

また、西側は中部山岳国立公園、北東側は妙高戸隠連山国立公園、東側は八ヶ岳中信高原国定公園に指定され、高瀬川源流部は、森林生態系保護地域、上高地一帯は国の特別名勝及び特別天然記念物の指定地となっており、上高地、美ヶ原高原をはじめ、山岳、高原、溪谷、湖沼といった豊かな自然環境に恵まれていることから、登山や森林浴、スキーなど森林を利用したレクリエーション、保健休養の場として多くの人々に利用されている。

森林の現況は、コメツガ等の亜高山性の針葉樹を主とした天然林が多く、人・天別面積では、天然林が 69 千 ha（86%）、人工林が 11 千 ha（14%）で、天然林の比率が高い地域である。

人工林の樹種別面積割合では、カラマツが 66%、ヒノキが 22%、スギが 7%、その他が 5%でカラマツが特に多くなっている。人工林の齢級配置は、10 齢級から 13 齢級が 6 千 ha と多く、全体の 50%を占めている。蓄積は、天然林 9,285 千 m³、人工林 2,770 千 m³となっている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5箇年（平成28年度～令和2年度）については、下記のとおりである。（令和2年度は実行予定を計上している。）

伐採に関しては、平成30年度以降の豪雨災害により、一部の実行を見合わせたこと、主伐に関しては、これに加え、官行造林の契約満了時に主伐実行がなされなかったことから、計画量を下回る実績となった。

造林に関しては、人工造林及び天然更新の対象となる箇所の一部伐採を見合わせた結果、計画量を下回る結果となった。

林道の開設又は拡張に関しては、開設は優先度を考慮し、より優先度の高いものから実行した結果、計画を下回る実績となった。拡張は台風や集中豪雨による被災箇所が多く発生し、その復旧・改良を実行したことから、計画を上回る実績となった。

保安林に関しては、重要度の高いところは確実に指定した。また、道路用地への転用等の理由で水源かん養保安林の解除を行った。治山事業は、緊急性・重要性を考慮し、より優先度の高いものから実行したため、計画を下回る実績となった。

○ 前計画の前半5カ年の実行結果の概要

	計画		実行	
伐採立木材積	714	千m ³	217	千m ³ (30)
主伐	431	千m ³	27	千m ³ (6)
間伐（材積）	283	千m ³	191	千m ³ (67)
間伐（面積）	3,860	ha	1,879	ha (49)
造林面積	837	ha	66	ha (8)
人工造林	200	ha	59	ha (29)
天然更新	637	ha	7	ha (1)
林道等の開設及び拡張	開設： 4 km	拡張： 2 km	開設： 2 km (50)	拡張： 6 km (247)
保安林等の指定・解除	指定： 2,274 ha	解除： 0 ha	指定： 825 ha	解除： 0 ha
水源かん養	指定： 827 ha	解除： 0 ha	指定： 825 ha	解除： 0 ha
災害防備	指定： 1,447 ha	解除： 0 ha	指定： - ha	解除： - ha
保健、風致の保存等	指定： - ha	解除： - ha	指定： - ha	解除： - ha
治山事業	91	地区	15	地区 (16)

注 () 内の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつく役割を果たしている。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林が本格的な利用期を迎えている。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにすることとする。この計画策定に当たっては、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるように配慮して、次の事項を推進することとする。

(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。また、これらを踏まえ森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

(2) 森林の整備及び保全の推進方向

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。その期待する機能ごとの区域において、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることとする。

(3) 森林の整備及び保全の重点事項

本計画区における国有林は、その多くが飛騨山脈（北アルプス）の日本を代表する山岳地帯に所在し、天然林が多く豊かな自然環境に恵まれた区域が多い。一方、本計画区の中央部を日本列島を東西に分ける「糸魚川～静岡構造線」が南北に走り、地質的に脆弱なうね急傾斜地が多い地域でもある。

このため、本計画区の森林においては、人工林における間伐等の適切な実施や天然力を活用した育成複層林施業による針広混交林化、天然林等の自然環境の保全、野生動植物の保護のための適正な森林管理、保安林の指定やその適切な管理及び治山事業の実施を通じ、公益的機能の高度発揮を図るための森林の適切な整備、保全・管理を推進することとする。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとする。

(4) 林道等及び治山施設の整備

効率的な森林施業、森林の適正な管理経営を実施するための基盤である林道等については、民有林林道等との連携はもとより、農山村地域の振興にも資する整備を計画的に推進することとする。

また、安全で豊かな国土基盤の形成、水源の涵養^{かん}及び生活環境の保全を図るため、治山施設の着実な整備に努めることとする。

II 計画事項

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区分	面積	備考
総数	98,958.59	
市町村別内訳	松本市	40,172.31
	大町市	29,921.40
	塩尻市	5,997.40
	安曇野市	9,509.20
	朝日村	62.27
	筑北村	56.63
	松川村	926.83
	白馬村	5,094.94
	小谷村	7,217.61

- 注1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の国有林である。
 2 森林計画図の縦覧場所は中部森林管理局、中信森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

全般に積雪量が多く、地質的にもぜい弱な山地が多い本計画区については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進に配慮し、適切な間伐等の実施や適確な更新を確保するとともに、花粉発生源対策を推進するほか、天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林状態を維持することとする。

また、第三紀層の地質の分布、豪雪地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫被害の先端地域においては、未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努めることとする。

さらに、脊梁山地地帯等の原生的な森林については、その保存に努めることとする。

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針については、次表のとおり定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能が発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次表のとおりである。

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

区分		現況	単位 面積 : ha
			計画期末
面積	育成単層林	11,267	11,097
	育成複層林	1,223	1,240
	天然生林	67,803	67,803
森林蓄積(m ³ /ha)		150	153

注1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

3 「天然生林」とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林（未立木地、竹林等を含む。）。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

※ 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育すること。

2 その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、公益的機能別施業森林の立木の伐採の標準的な方法は、第3の4の（1）に定める「公益的機能別施業森林区域内における施業の方法」によるものとする。

ア 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

（ア）主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

その際、該当箇所の将来の森林の姿を想定し、種子源となる高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の保護に努めることとする。

また、林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

（イ）主伐の時期については、多様な木材需要、高齢級の森林の急増、地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化、長期化を図ることとする。樹種別の主伐の時期は、スギは60年、ヒノキは75年、カラマツは60年を基準とする。

イ 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立させることにより、森林の有する多面的機能の維持増進が期待される森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

その際、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状による伐採も検討することとする。

(ア) 複層伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。複層状態の森林を造成するため、おおむね70%以内で伐採方法等に応じた適切な伐採率とし、帯状・群状の一定のまとまり又は単木を伐採する。

(イ) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率（30%以内（保安林にあっては、指定施業要件に定められた択伐率（上限40%）の範囲内）。ただし、その他法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内。）、繰り返し期間（回帰年）によることとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、母樹の保存状況、種子の結実及び飛散状況、天然生稚幼樹の生育状況等に配慮することとする。

ウ 天然生林施業

天然生林施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

(ア) 主伐については、イの主伐についての留意事項によることとする。

(イ) 国土保全、自然環境の保全、種の保全等のために禁伐その他の施業を制限する必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

エ 保安林及び保安施設地区内における施業の方法

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成等を勘案し次表のとおりとする。

単位 林齢：年

森林計画区	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
中部山岳	40	45	40	40	60	70	20

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

2 造林に関する事項

造林の標準的な方法は、森林の確実な更新を図ることを旨とし、人工造林又は天然更新によるものとする。

また、人工林の更新に当たっては、花粉症対策に資する品種の苗木の植栽に努めるとともに、針広混交林等多様な森林への誘導に努めることとする。

なお、保安林にあつては、保安林の指定施業要件に定められた樹種及び植栽本数の基準により行う。

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

また、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨とし、気候、地形、土壌等の自然的条件、既往造林地の成林状況及び当地域における経済的条件等を勘案し、スギ、ヒノキ、カラマツ等の中から現地に適合した樹種を選定する。

なお、苗木の選定については、普通苗（裸苗）のほか、施工性に優れたコンテナ苗の活用を図るとともに、成長に優れた品種や少花粉スギ等の花粉症対策に資する品種の苗木の導入に努めることとする。

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 植栽本数

ヘクタール当たりの植栽本数は、次表の本数を目安とし、気象条件や植栽箇所の地位・地利等の立地条件、導入する苗木の規格・成長特性、残存木及び天然生稚幼樹が生育している場合における占有面積割合等を総合的に勘案して調整する。この際、森林施業の合理化や省力化等の観点から、植栽本数を減らすよう努めることとする。

樹種別植栽本数の目安

単位：本/ha

樹種	スギ	ヒノキ	カラマツ
植栽本数	1,500～3,000	1,500～3,000	1,500～2,500

注 育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚幼樹の発生状況に応じて調整する。

(イ) 地拵方法

植生、地形、気象、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じ、地力の維持及び林地保全等に留意し、筋刈地拵を基本として実施することとする。

その際、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の保護に努めるものとする。

(ウ) 植栽時期

植栽時期は、苗木の活着率及びその後の成長を考慮し原則春植えとするが、秋植えとすることもできる。コンテナ苗を使用する場合はこれによらず行うことができる。

(エ) 植付方法

植える列は、保育作業等における作業効率を考慮して横列（等高線方向）とし、ヘクタール当たり植栽本数に見合う苗木間隔とする。

なお、苗木の取扱いについては、乾燥防止等に十分配慮し、苗木の衰弱防止に努める。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林を行う伐採跡地の更新すべき期間は、原則として伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

ア 天然更新補助作業の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、高木性の有用樹種とし、次表のとおり例示する。

針広別	科	属	種名	別名	備考
針葉樹	マツ	カラマツ	カラマツ		亜高山帯
			クロマツ		
			アカマツ		
		モミ	チョウセンゴヨウ	チョウセンマツ	
			ゴヨウマツ	ヒメコマツ	
			ウラジロモミ		
			モミ		
			シラビソ	シラバ	亜高山帯
			オオシラビソ	アオモリドマツ	亜高山帯
		トウヒ	トウヒ		亜高山帯
			ハリモミ	バラモミ	
			イラモミ	マツハダ	
			ヒメマツハダ		
	ツガ	ツガ			
		コメツガ		亜高山帯	
	スギ	スギ	スギ		
	コウヤマキ	コウヤマキ	コウヤマキ		
	ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ		
			サワラ		
			ネズコ	クロバ	
イチイ	アスナロ	アスナロ	ヒバ、ヒノキアスナロ		
	イチイ	イチイ			
カヤ	カヤ	カヤ			
		カヤ			
広葉樹	ケルミ	ケルミ	オニグルミ		
		サワグルミ	カワグルミ、フジグルミ		
	ヤマナラシ	ドロヤナギ	ドロノキ	亜高山帯	
	カバノキ	ハンノキ	ハンノキ		
			ケヤマハンノキ		
			ウダイカンバ	マカバ、マカンバ	
			シラカンバ	シラカンバ	亜高山帯
	アサダ	アサダ	アサダ	ゾウシカンバ	
			クマシデ	アズサ	
	クマシデ	クマシデ	クマシデ		
			イヌシデ	シロシデ	
	アカシデ	アカシデ	アカシデ	シデノキ	
			シロブナ		
	ブナ	ブナ	ブナ	クロブナ	
			イヌブナ		
	コナラ	コナラ	クヌギ		
			アベマキ	コルククヌギ	
			カシワ		
			ミズナラ	オオナラ	
			コナラ	ホウソ	
イチイガシ					
アカガシ			オオガシ、オオバガシ		
ツクバネガシ					
アラカシ					
ウラジロガシ					
クリ			クリ		
ニレ	ケヤキ	ケヤキ			
クワ	クワ	ハルニレ			
		ヤマグワ	シマグワ		
モクレン	モクレン	ホオノキ			
カツラ	カツラ	コブシ	ヤマアララギ		
		カツラ			
バラ	サクラ	ウワミズザクラ	ハハカ		
		エドヒガン			
		オオヤマザクラ	エゾヤマザクラ		
		カスミザクラ			
		ヤマザクラ			
ナナカマド	アズキナシ	ハカリノメ			
マメ	イヌエンジュ	イヌエンジュ	オオエンジュ		
ミカン	キハダ	キハダ			
カエデ	カエデ	ハナノキ			
		イロハモミジ	イロハカエデ		
		オオモミジ	ヒロハモミジ		
		ヤマモミジ			
		コハウチワカエデ	イタヤマイダツ		
		ハウチワカエデ	メイダツカエデ		
		ウリハダカエデ			
		イタヤカエデ			
		メグスリノキ	チョウジヤノキ		
トチノキ	トチノキ	トチノキ			
モチノキ	モチノキ	アオハダ			
シナノキ	シナノキ	シナノキ			
ミズキ	ミズキ	ミズキ			
ウコギ	ウコギ	コシアブラ	ゴンゼツ		
		ハリギリ	センノキ		
モクセイ	トネリコ	シオジ			
		ヤチダモ			
		アオダモ	コバノトネリコ		
ゴマノハグサ	キリ	キリ			

参考資料:日本の野生植物(平凡社)

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、気候、地形、土壌等の自然的条件、前生樹、下層植生等を勘察して、確実な更新を図るため、必要に応じて地表処理、刈出し、補助植え込み等を行うこととする。

また、一定期間を経過しても更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図ることとする。

(ア) 地表処理

地表処理は、下層植生又は林床の堆積物等により種子の着床、発芽が阻害されている箇所について効果的に行うこととする。

下層植生がササ型の箇所については、林業用薬剤を効果的に使用してササの抑制を図ることを基本とし、下層植生がかん木型の箇所については、刈払機等により筋刈りを行う。

(イ) 刈出し

刈出しは、稚樹の生育状況及び下層植生の繁茂の状況等に応じて、稚樹の周辺の刈払い又は林業用薬剤の散布を適切な時期、作業方法により行う。

(ウ) 補助植え込み

補助植え込みは、天然下種更新の状況に応じて現地に適した樹種を選択し行うこととする。

(3) その他の必要な事項

特に記すべき事項なし。

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育は、森林の健全性の維持・向上及び立木の育成の促進を図ることを旨とし、その実施に当たっては、将来の主伐・造林を見据え、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の育成に努めることとする。

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐開始の時期は、林冠がうっ閉して林木相互間の競合が生じ始めた時期を目安に行うが、照度不足により下層植生に衰退が見られ表土の保全に支障が生ずる場合は時期を早めることとする。

具体的には密度管理図の収量比数（ R_y ）を基準とし、スギ・ヒノキについては 0.70、カラマツについては 0.65、アカマツについては 0.80 を中心とした密度管理に基づいて行うこととする。また、複層林移行後の上層木については、下層木の生育を確保するため収量比数 0.30 を中心とした密度管理に基づいて行うこととする。

イ 間伐の繰り返し期間は、上記アの密度管理に基づき、おおむね 10 年を目安としつつ、林冠がうっ閉する期間等を考慮し、適正な林分構造の維持に努めることとする。

ウ 間伐本数は、収穫予想表から誘導した基準本数表によることとし、間伐率は材積率で 20%～35%（法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内）とする。

エ 育成複層林施業においては、上層木の間伐時（中間伐採）に下層木の間伐も実行する。

オ 間伐木の選定に当たっては、立木の配置を基に残存木の質的向上に配慮しつつ、間伐木の利用面も考慮しながら行うこととする。なお、個体間の成長、形質の差が小さい箇所においては、高性能林業機械を活用した効率的な列状間伐を積極的に実施する。

カ 沢沿いの伐倒木等は流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとする。

(2) 保育の標準的な方法

ア 育成単層林施業

下刈、つる切、除伐の標準的な方法は、次表を標準とし、現地の実態に応じて適期適作業の実行により、林木の健全な生育を促進することとする。

(ア) 保育実行標準表

保育の種類	樹種	実施林齢・回数																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
下刈	スギ	○	○	○	○	○	○												
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	○											
	カラマツ	○	○	○	○														
つる切	スギ								←○→				←○→						
	ヒノキ								○				←○→						
	カラマツ								○					○					
除伐	スギ									←○→				←○→					
	ヒノキ										○						←○→		
	カラマツ										○							○	

注 この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、森林施業の合理化や省力化等の観点踏まえ、立地条件、植栽木の生育状況等現地の実態に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討の上、適切に実行する。

(イ) 保育適期標準表

作業種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
下刈			←—————→										
つる切			←—————→										
除伐	←		—————										→

注 1 この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては、
 現地の実態、立地条件等に即して行う。
 2 一線は適期、一線は許容期間を示す。

(ウ) 作業方法

a 下刈

植栽木の生育状況、下層植生の状況、立地条件等の現地の実態に即し、適切な時期、作業方法により実施することとする。

なお、可能な限り実施回数の削減に努めることとする。

b つる切

つる類の繁茂状況、目的樹種の生育状況、再生力抑制等を勘案して効果的な時期に行うこととする。

c 除 伐

目的樹種の成長を阻害するつる類やかん木類を対象とするが、植栽木であっても、形質不良木、被害木等については対象とし、確実な成林を図るため適期に実施する。

イ 育成複層林施業

育成単層林施業の標準的な方法に準じて、現地の実態を勘案し、必要に応じて実施する。

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法についての考え方は次に従い、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法は別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養^{かんよう}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養^{かんよう}機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

(ア) 水源の涵養^{かんよう}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、

立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

(2) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、第2の1の(1)に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○基幹路網の現状

単位 延長：k m

区 分	路線数	延 長
基幹路網	53	243
うち林業専用道	4	5

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方については、次表のとおりとする。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	100m/ha以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	75m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5m/ha以上

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワード等を活用する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし。

(4) その他必要な事項
特に記すべき事項なし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

収益性の高い林業の再生を図る上で経営体質の強い林業事業体の育成が重要な課題であり、市町村森林管理委員会など各種会議への積極的な参画を通じ、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、雇用の安定、労働条件の向上に資する事業の安定的・計画的な発注に努めることとする。

また、森林施業の多様化に対応しうる事業実行体制の確立に向けた指導等により、林業事業体の経営体質の強化を図り、これを通じ、優れた林業労働者の確保・育成に努めることとする。

さらに、森林経営管理制度の導入を踏まえ、国有林野事業においても、同制度が円滑に機能するよう貢献する観点から、同制度において活躍が期待される意欲と能力のある林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、その育成に取り組むこととする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業生産性の向上及び労働強度を軽減し、林業労働者の確保を図るため、高性能林業機械化促進基本方針等に定められている高性能林業機械作業システムの構築に向けた取組が重要である。

このため、高性能林業機械の効率的な使用及び高性能林業機械を活用した搬出システムの構築に併せ、オペレーターの養成、高性能林業機械による作業を考慮した路網整備など低コストで効率的な作業システムの普及・定着に積極的に取り組むこととする。

また、更新にあたっては、立木の伐採（主伐）と造林（植栽）を同時並行で行う一貫作業システムの導入等により作業効率の向上や省力化が図られるよう配慮する。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材流通の現況、民有林における人工林資源の成熟化の進展等を踏まえ、地域一体となった流通・加工体制の整備を推進するため、木材の計画的・安定的な供給に努めるとともに、公共施設の木造化、内装材の木質化、土木事業への活用、製紙及び再生可能エネルギーとしての利用等の多様な分野の取組への協力を努めることとする。

(4) その他必要な事項

ア 民有林と連携した施業の推進

地域における施業集約化の取組に資するため、事業の効率化等を図ることのできる地域においては、「森林共同施業団地」を設定し、民有林と連携した施業の推進に努めることとする。

また、森林経営管理制度の導入を踏まえ、自ら森林経営を実施する市町村や、林業経営者を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組むこととする。

イ 山村の振興

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、レクリエー

ションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用を推進することとする。

ウ その他

地域の林業技術の向上に寄与するため、試験地等における技術情報の発信及び民有林の林業関係者等の研修の場として積極的な提供に努めることとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立つて森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域や下流都市部における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切り取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講じることとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次表のとおり定める。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
松本市	1～180, 233～238, 241～250, 252, 301～334, 336～346, 348～400, (松)6	38,759.80	水源かん養保安林	
	244～246, 405～414	506.24	土砂流出防備保安林	
	155, 160～162, 251-1～251-3	93.45	土砂崩壊防備保安林	
	422	20.99	干害防備保安林	
	83, 84, 235, 241, 249, 250, 405	36.11	山災H	
	84, 415	57.37	砂防指定地・山災H	
	計	39,473.96		
大町市	503～507, 510, 519～522, 527～531, 574～576, 580, 581	2,760.41	水源かん養保安林	
	501, 502, 505, 507～518, 520～526, 532～564, 570～580, 588, 589	25,709.66	土砂流出防備保安林	
	518	65.42	なだれ防止保安林	
	524, 525, 536, 560	18.79	山災H	
	501, 502, 507, 510～515, 520～522, 524, 525, 536～538, 560, 565～567, 569	1,329.12	砂防指定地・山災H	
	計	29,883.40		

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
塩尻市	1501～1525, 1533～1563, 1574～1576, 1590～1593, 1599～1603, 1605～1618	4, 144. 96	水源かん養保安林	
	1524～1532, 1564～1567, 1604	666. 22	土砂流出防備保安林	
	1510, 1549～1551	5. 36	砂防指定地・山災H	
	計	4, 816. 54		
安曇野市	204, 205, 210～215, 218, 231, 232	1, 213. 61	水源かん養保安林	
	201～212, 215～226, 228, 229, 231	6, 778. 59	土砂流出防備保安林	
	204, 213, 225～230	1, 429. 78	山災H	
	計	9, 421. 98		
朝日村	(朝)1	62. 27	水源かん養保安林	
	計	62. 27		
筑北村	(北)1, (井)1	46. 73	水源かん養保安林	
	計	46. 73		
松川村	582, 583, 586, 587	649. 89	水源かん養保安林	
	584, 585	276. 23	土砂流出防備保安林	
	計	926. 12		
白馬村	(白)3～5, 7	35. 69	水源かん養保安林	
	619～628	4, 312. 78	土砂流出防備保安林	
	625	0. 12	保健保安林	
	623, 624, 627～629	706. 23	山災H	
	624, 627, 629	3. 80	砂防指定地・山災H	
	計	5, 058. 62		
小谷村	601～605, 614～618, (立)1, 2	2, 451. 13	水源かん養保安林	
	601～604, 606～613, 630～636	4, 733. 38	土砂流出防備保安林	
	計	7, 184. 51		

注 区域欄の()は、官行造林地名の略称を示す。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法該当なし。

(4) その他必要な事項

異常気象に起因して流木等による災害の拡大を防止するため県など関係機関との連絡調整を図り災害の防止に努めることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときに指定することとする。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講ずることとする。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、植栽・緑化に在来種を用いるなど、治山施設の設置等において生物多様性への配慮、保全に努めることとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣であるニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる、防護柵の設置・維持管理、忌避剤の散布、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止対策を推進する。

なお、それらの対策は、自動撮影カメラ等によるニホンジカの動向把握や現地調査等の結果を踏まえ適切に実施する。

(2) その他必要な事項

長野県が策定した「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき行われる各種被害対策の実施に協力する。特に、捕獲活動を行う場所や方法の調整に当たっては、関係行政機関等との連絡調整を適切に行い、連携した被害対策となるよう努めることとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策については、予防と早期発見に努め、被害の種類に対応する防除措置を講ずることとする。

特に、松くい虫の被害に対しては、松くい虫防除対策協議会等の場を通じて民有林と協調しつつ、より効果的な防除を進めることとする。

また、カシノナガキクイムシの被害については、被害状況の把握に努め、関係機関と連携を図りながら必要な対策に取り組むこととする。

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

ニホンカモシカについては、ニホンジカの防除に併せて防護柵の作設等による防除に努める。ツキノワグマの被害については、剥皮を防止するテープの使用等により未然に防止することとする。

野兎、野鼠の被害については、森林の巡視等による早期発見に努め、適切な防除に努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の予防については、森林の巡視及び森林保護についての啓発普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら山火事の未然防止に努めることとする。

(4) その他必要な事項

気象害については、過去の被害発生状況、気象条件、地形等現地の実態に応じた適切な施業方法等を選択することにより、被害の未然防止に努めることとする。

また、本計画区の国有林は、優れた自然景観を有し、登山、ハイキング、スキー等といった野外レクリエーションの場として多くの利用者があることから、高山植物をはじめとする貴重な野生動植物種の保護、樹木・土石等の盗採掘防止のため、森林の巡視及び森林保護についての啓発普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら高山植物等盗採掘の未然防止に努めることとする。

ア 森林の巡視に関する事項

諸被害が発生する恐れがある地域については、過去の被害状況、利用者の動向、被害の発生時期、気象条件等を踏まえて森林の巡視を行い、諸被害の未然防止、早期発見等に努めることとする。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の保護についての啓蒙普及を図るため、利用者数の動向、道路の整備状況及び過去の被害状況等を踏まえ、市町村等の関係機関と連携しつつ、保護標識等の適切な配置に努めるとと

もに、保護管理上必要な歩道等についても計画的な整備に努めることとする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	945	877	67	270	249	21	675	628	47
うち前半5年分	463	430	33	130	120	10	333	310	23

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	4,906
うち前半5年分	2,417

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	409	14
うち前半5年分	197	7

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち前半5年分	対図 番号	備 考
開設	自動車道	林業専用道	塩尻市	坊主(桑崎)	0.20 (1)	31	0.2 (1)	①	1572～1573
〃	〃	〃	〃	奈良井支線	1.00 (2)	84	0.4 (1)	②④	1509～1510
				小計	1.20 (3)	115	0.6 (2)		
開設	自動車道	林業専用道	松本市	黒 沢	0.10 (1)	34	0.10 (1)	③	318
				小計	0.10 (1)	34	0.10 (1)		
				計	1.30 (4)	149	0.70 (3)		

単位 延長：km、面積：ha

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	うち前半5年分	備 考
拡張	自動車道 (一般改良)	林道	松本市	湯 川	0.01 (1)	0.01 (1)	137～139
〃	〃	〃	〃	奈川黒川(奈川)	0.10 (5)	0.06 (3)	364～399
〃	〃	〃	〃	奈川黒川(黒川)	0.06 (2)	0.06 (2)	305～307、334
〃	〃	〃	〃	黒 川 支 線	0.02 (2)	0.01 (1)	321～333
				小計	0.19 (10)	0.14 (7)	
拡張	自動車道 (一般改良)	林道	大町市	鹿 島 川	0.04 (4)	0.02 (2)	501～502
				小計	0.04 (4)	0.02 (2)	
拡張	自動車道 (一般改良)	林道	塩尻市	奈 良 井	0.02 (2)	0.01 (1)	1523～1524、1533
〃	〃	〃	〃	白川(奈良井)	0.02 (2)	0.01 (1)	1542～1552
〃	〃	〃	〃	贄川橋戸(贄川)	0.08 (5)	0.06 (3)	1590～1603
〃	〃	〃	〃	贄川橋戸(橋戸)	0.04 (4)	0.02 (2)	1607～1618
〃	〃	〃	〃	福 沢	0.01 (1)	0.01 (1)	1605～1606
〃	〃	〃	〃	坊主(桑崎)	0.04 (4)	0.02 (2)	1573～1580
				小計	0.21 (18)	0.13 (10)	
				計	0.44 (32)	0.29 (19)	

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち	備考
		前半5年分	
総数（実面積）	94,227	94,227	
水源 ^{かん} 涵養のための保安林	51,402	51,402	
災害防備のための保安林	42,824	42,824	
保健、風致のための保安林	10,392	10,392	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源^{かん}涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積	うち前半5年分	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域				
指定	水源 ^{かん} 養	安曇野市	230	139	139	水源 ^{かん} 涵養のため	
指定	土砂流出防備	安曇野市	225～229	1,308	1,308	災害防備のため	
			合計	1,447	1,447		

指定／解除	種類	森林の所在		面積	うち前半5年分	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域				
解除	水源 ^{かん} 養	松本市	83	0	0	公園事業	
解除	水源 ^{かん} 養	松本市	102	0	0	指定理由の消滅	
解除	土砂流出防備	安曇野市	208～209	0	0	指定理由の消滅	
解除	土砂流出防備	大町市	523	0	0	指定理由の消滅	
解除	土砂流出防備	大町市	524	0	0	指定理由の消滅	
解除	土砂流出防備	大町市	524	0	0	指定理由の消滅	
解除	土砂流出防備、保健	北安曇郡	625	1	1	指定理由の消滅	
			合計	1	1		

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：林班数

市町村	森 林 の 所 在 区 域 (林班)	治山事業施工 地区数		主な工種	備 考
			うち前半 5年分		
松 本 市	64～66・155・161～163, 67～77, 83～85, 86～88, 98～100, 109～111, 112～114, 115～118, 119～128, 129～140, 141～154, 156～160・164～180, 237・238, 301～320・334, 321～333, 359～372, 373～384, 385～404	31	20	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
大 町 市	501～503, 504～506, 507～510, 522・523・526・527, 524, 538～541	8	6	溪間工、山腹工	
塩 尻 市	1501～1516・1547～1554, 1517～1546, 1555～1558, 1559～1573, 1574～1585, 1588～1603・1604, 1605～1618	10	7	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
安曇野市	201～204・216・217, 208, 211・212, 218, 222～229	3	2	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
松 川 村	582～587	4	4	溪間工、本数調整伐	
白 馬 村	623～629	2	1	溪間工、山腹工	
小 谷 村	601～606, 607～614, 634～636	8	3	溪間工、山腹工	
計		66	43		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関する林班数を計上。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次表のとおり定める。

種類	森林の所在		面積	施業方法
	市町村	区域		
水源かん養保安林	松本市	49～63, 71～73, 75, 76, 129～134, 136～139, 144, 145, 147～159, 164～180, 233～238, 241～244, 252, 301～334, 336～346, 348～400, (松)6	11,356.84	別紙のとおり
水源かん養保安林 国立公園第1種特別地域		74, 75, 81, 82	192.01	
水源かん養保安林 国立公園第2種特別地域		74, 81, 82, 129, 131, 132, 134～137, 140, 143, 144	906.53	
水源かん養保安林 国立公園第3種特別地域		135～137, 140, 142, 145～149	609.53	
水源かん養保安林 国立公園第1種特別地域		245, 246	158.24	
水源かん養保安林 国立公園第2種特別地域		249, 250	18.28	
水源かん養保安林 国立公園第3種特別地域		249, 250, 252	426.71	
水源かん養保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		86, 87, 92～96, 99～101	2,179.10	
水源かん養保安林 砂防指定地		1～29, 37～48, 64～70, 77, 126～128, 141, 155, 160～163, 233, 234, 241, 242, 320, 321, 326, 327, 333	8,495.93	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園特別保護地区		119, 121	188.93	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		80～82	29.23	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		14, 15, 18, 19, 22, 24～41, 78～82, 120～129	3,652.70	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		247, 248	13.42	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第3種特別地域		247, 248	378.35	
水源かん養保安林 砂防指定地 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		85, 86, 99, 115, 118	228.14	
水源かん養保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		113	4.81	
水源かん養保安林 鳥獣保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		102～104	1,835.24	

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法
	市町村	区域		
水源かん養保安林 保健保安林 国立公園特別保護地区	松本市	129, 134～137, 143～148	463.61	別紙のとおり
水源かん養保安林 保健保安林 国立公園第1種特別地域		129, 130, 134～137, 143～148	660.76	
水源かん養保安林 保健保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		83～86, 88～91, 97, 98, 115, 116	1,925.72	
水源かん養保安林 保健保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園第2種特別地域		84	6.31	
水源かん養保安林 保健保安林 特別史跡名勝天然記念物 特別母樹林 国立公園特別保護地区		85	1.71	
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園特別保護地区		126～128	15.71	
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		126～128	115.16	
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		83～86, 89～91, 98, 115～118	464.16	
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		109～113	199.83	
水源かん養保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		105～114	4,224.57	
水源かん養保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園第2種特別地域		114	8.27	
土砂流出防備保安林		244, 405～413	332.27	
土砂流出防備保安林 国立公園第1種特別地域		245, 246	144.66	
土砂流出防備保安林 砂防指定地		414	29.31	
土砂崩壊防備保安林		251-2, 251-3	33.91	
土砂崩壊防備保安林 砂防指定地		155, 160～162	49.83	

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法
	市町村	区域		
土砂崩壊防備保安林 風致地区	松本市	251-1	9.71	別紙 のとおり
干害防備保安林		422	20.99	
国立公園特別保護地区		83～86, 89, 91, 94, 95, 97, 98, 100, 102, 103, 105～107, 109～111, 113～115, 136, 137, 143～145	12.53	
国立公園第1種特別地域		143, 144	2.11	
国立公園第2種特別地域		84, 114, 129, 136, 143, 144	23.17	
国立公園第3種特別地域		137, 140, 142	0.70	
国定公園第1種特別地域		245, 246	114.07	
国定公園第2種特別地域		249, 250	21.69	
国定公園第3種特別地域		252	3.69	
砂防指定地		1～6, 10, 11, 42, 47, 65～70, 77, 155, 160～163, 233, 234, 320, 415	58.24	
砂防指定地 国立公園第2種特別地域		247	0.12	
砂防指定地 国立公園第3種特別地域		247	3.53	
砂防指定地 国立公園第2種特別地域		78, 80～82, 120, 122～128	20.41	
砂防指定地 国立公園特別保護地区		83～86, 109, 111～113, 117～119	24.22	
風致地区		251-1	0.04	
水源かん養保安林	大町市	503～507, 510, 574～576, 580, 581	1,261.22	
水源かん養保安林 砂防指定地		503, 504, 506, 507, 510, 519～522, 527～531	1,397.35	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		528	11.13	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		520, 522	18.35	
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地		522	12.28	
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		520～522	60.08	
土砂流出防備保安林		501, 502, 507～511, 514～518, 520, 521, 526, 532～540, 560～564, 570～580	5,918.20	
土砂流出防備保安林 国立公園特別保護地区		508～510, 512～515, 521, 523～525, 532, 533, 537, 540, 541, 549～552, 555～557, 563, 577, 578, 588, 589	4,907.51	
土砂流出防備保安林 国立公園第1種特別地域		505, 508, 509, 523～526, 532, 533, 537, 538, 540, 543, 544, 546～552, 555～557, 559, 561～563, 576～578, 588, 589	6,212.53	
土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域		511～513, 520～526, 536～543, 547, 554～561	2,161.92	
土砂流出防備保安林 国立公園第3種特別地域		508～511, 513, 544～547, 550～553, 555～557, 559	2,702.13	

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市町村	区域			
土砂流出防備保安林 砂防指定地	大町市	511, 526, 535, 538～540, 560, 561	75.09	別紙のとおり	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		524, 525, 548, 549, 588, 589	168.72		
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		523～525, 535～547, 550～554, 558～562, 564	586.02		
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第3種特別地域		544～547, 550～553	128.08		
土砂流出防備保安林 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園特別保護地区		542～544, 546, 588, 589	2,824.15		
土砂流出防備保安林 史跡名勝天然記念物 国立公園第1種特別地域		548, 588	25.31		
なだれ防止保安林		518	65.42		
国立公園特別保護地区		508, 509, 512, 524, 525, 544, 550	0.31		
国立公園第1種特別地域		524, 550, 559	0.16		
国立公園第2種特別地域		511, 523～525, 536～538, 540, 541, 554, 557～559, 561	23.21		
国立公園第3種特別地域		511, 552	1.23		
砂防指定地		501, 502, 504, 506, 507, 510, 511, 514, 515, 519, 526, 535, 538, 560, 565～567, 569	1,221.20		
砂防指定地 国立公園第1種特別地域		524, 525, 548	0.88		
砂防指定地 国立公園第2種特別地域		511～513, 520～525, 535～540, 550～554, 558～561, 565	122.50		
砂防指定地 国立公園第3種特別地域		511, 513, 551～553	9.97		
水源かん養保安林		塩尻市	1501～1525, 1533～1535, 1537～1563, 1574～1576, 1590～1593, 1599～1603, 1605～1618		3,844.46
水源かん養保安林 郷土環境保全地域			1564		17.60
水源かん養保安林 国立公園第1種特別地域	1536		5.31		
水源かん養保安林 国立公園第2種特別地域	1536		38.54		
水源かん養保安林 国立公園第3種特別地域	1536		239.05		
土砂流出防備保安林	1524～1526, 1532, 1564～1567, 1604		381.90		
土砂流出防備保安林 国立公園第3種特別地域	1527～1531		284.32		
砂防指定地	1510, 1549～1551		5.36		
水源かん養保安林	安曇野市		210～215, 218, 231, 232	1,079.03	
水源かん養 国立公園第2種特別地域			204, 205, 210～213, 215	53.89	
水源かん養 国立公園第3種特別地域		204, 205, 213	76.35		
水源かん養 砂防指定地		211, 212	2.01		
水源かん養 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		211, 212	1.02		

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市町村	区域			
水源かん養 特別母樹林 国立公園第2種特別地域	安曇野市	204	1.31	別紙のとおり	
土砂流出防備保安林		201～203, 210～212, 216～226, 228, 229, 231	2,144.25		
土砂流出防備保安林 国立公園特別保護地区		206, 207, 209～212, 220～224	499.10		
土砂流出防備保安林 国立公園第1種特別地域		203～205, 207～212, 220～224	1,474.93		
土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域		201～210, 215, 216	1,802.34		
土砂流出防備保安林 国立公園第3種特別地域		202, 203, 209～212, 219～224	819.59		
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		216	18.46		
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第3種特別地域		203	19.92		
国立公園特別保護地域		223, 224, 227	15.62		
国立公園第2種特別地域		204, 205, 208～211, 213, 215, 216, 226, 227	57.39		
国立公園第3種特別地域		203, 204	2.11		
砂防指定地		211, 212	1.05		
砂防指定地 国立公園第2種特別地域		211, 216	0.65		
水源かん養保安林		朝日村	(朝)1		62.27
水源かん養保安林		筑北村	(北)1, (井)1		46.73
水源かん養保安林		松川村	582, 583, 586, 587		649.89
土砂流出防備保安林	584, 585		276.23		
水源かん養保安林	白馬村	(白)3～5, 7	35.69		
土砂流出防備保安林		622～624, 628	392.37		
土砂流出防備保安林 国立公園第1種特別地域		627	3.10		
土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域		621, 623～625	387.78		
土砂流出防備保安林 砂防指定地		622, 628	1.88		
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園特別保護地区		619, 620	374.13		
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		619, 620	781.71		
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		619～621	260.80		
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園第1種特別地域		626～628	668.32		
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園第2種特別地域		625	150.49		
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		626, 627	2.09		

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市町村	区域			
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域	白馬村	625	2.02	別紙のとおり	
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		626, 626	29.14		
土砂流出防備保安林 保健保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		621, 625～627	1,258.95		
保健保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		625	0.12		
国立公園特別保護地区		625, 626	0.53		
国立公園第1種特別地域		628	0.10		
国立公園第2種特別地域		621, 623～625	48.98		
砂防指定地		622, 627, 629	2.67		
砂防指定地 国立公園特別保護地区		625	0.14		
砂防指定地 国立公園第1種特別地域		620	0.02		
砂防指定地 国立公園第2種特別地域		621, 624	1.18		
水源かん養保安林		小谷村	601～605, 614～618, (立)1, 2		2,450.97
水源かん養保安林 砂防指定地			(立)1		0.16
土砂流出防備保安林			601～604, 606, 630～634, 636		1,356.32
土砂流出防備保安林 国立公園第1種特別地域			602, 603, 607, 608, 610, 611, 635		712.86
土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域			607, 608, 611, 612, 630, 631		613.16
土砂流出防備保安林 国立公園第3種特別地域			607～613		1,033.31
土砂流出防備保安林 砂防指定地			633～636		913.34
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区	636		17.50		
土砂流出防備保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区	636		36.69		
土砂流出防備保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園第1種特別地域	630		37.19		
土砂流出防備保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園第2種特別地域	630		13.01		
国立公園第1種特別地域	630, 635		11.61		
国立公園第2種特別地域	611, 612		8.92		
砂防指定地	633～636		1.99		
鳥獣保護区特別保護地区	636		0.03		

注 区域欄の()は、官行造林地名の略称を示す。

(別紙1) 保安林の森林施業

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
水源かん養 保安林	禁伐	<p>主伐に係る伐採を禁止する。</p> <p>また、間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のために間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐ができることが定められているものについては、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所においてできるものとする。間伐することができる立木材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	<p>主伐は択伐による。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）以上のものとし、その限度は、当該年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の3以内とする。</p> <p>ただし、伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林（植栽指定の箇所）については、立木材積の10分の4以内とする。また、将来択伐することができるような林型に誘導しようとする場合の間伐であって、指定施業要件で定められている場合には、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。間伐することができる立木の材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	
	皆伐	<p>主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタールの範囲内で指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>間伐は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。</p> <p>間伐することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲の材積とする。</p> <p>植栽については、人工造林に係る森林及び具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満1年以上の苗及び本数を均等に分布するように植栽するものとする。</p>	

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
土砂流出 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
土砂崩壊 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
干害防備 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
なだれ防止 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
保健 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	

(別紙2) 国立公園、国定公園及び県立自然公園における特別地域の森林施業

区 分	施 業 の 方 法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他植物の採取も行わないこととする。
第1種特別地域	<p>1 第1種特別地域内の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第2種特別地域	<p>1 第2種特別地域の森林施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、地方環境事務所長若しくは自然環境事務所長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめることとする。</p> <p>7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

注1 「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日34林野指第6417号林野庁長官通達）による。

2 県立自然公園は、本表に準じて取扱うものとし、詳細については長野県立自然公園条例等による。

(別紙3) 鳥獣保護区特別保護地区の森林施業

- 1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし（その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐）、その他の森林にあつては伐採種を定めない。
- 2 本計画の初年度以降5年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積の標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢）に相当する数で除して得た面積の5倍とする。
- 3 保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。

注 「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日 林野計第1043号 林野庁長官通達）による。

(別紙4) その他制限林の森林施業

区 分	施 業 の 方 法	備 考
砂防指定地	<p>以下に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ県知事に協議するものとする。協議に係る行為について変更をしようとするときも、また同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物、施設その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除去 2 立木若しくは竹の伐採又はそれらの滑下若しくは地引きによる運搬 3 切取り、盛土、掘削その他の土地の形質を変更する行為 4 たん水又は水を放流し、若しくは浸透させる行為 5 土石砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄 6 樹根又は草根の採取 7 牛馬その他の家畜の放牧 	<p>詳細は、長野県砂防指定地管理条例（平成14年12月26日条例第57号）による。</p>
特別母樹林	<p>禁伐とする。ただし、その指定目的を阻害するおそれがないもの(以下1～4)として、農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 倒木または枯死木を伐採する場合 2 老齢で結実しなくなった樹木を伐採する場合 3 森林病虫害等が付着している樹木をそのまん延を防止するため伐採する場合 4 林齢及び生育状況からみて立木密度が高く、そのため結実量低下が顕著な林分について結実の増加を図る目的で優勢木以外の樹木を伐採する場合 	<p>詳細は、林業種苗法の施行について（昭和45年8月31日45林野造第887号 農林事務次官通達）による。</p>
特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物	<p>禁伐とする。</p>	<p>詳細は、文化財保護法等による。</p>

2 その他必要な事項

(1) 森林整備への多様な主体の参加

フィールドの提供や必要な技術指導により、広く国民やNPO法人等による自主的な森林整備活動の推進に取り組むこととする。

(2) 木材利用の拡大

林業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月に施行されるなど、木材の利用促進が図られており、「第32回オリンピック競技大会(2020/東京)」及び「東京2020パラリンピック大会」では、競技会場や選手村などの主要施設で木材が利用されている。

このような新たな木材需要創出に向けた動きに対応していくとともに、地域で生産される木材のブランド化及び需要動向に応じた木材の安定供給体制の構築を行っていくため、地方公共団体や地域の林業・木材産業関係者と連携・協力した取組を行うこととする。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法	
総数		98,697.06		
市町村別内訳	松本市	1～180, 233～238, 241～252, 301～334, 336～346, 348～426	40,152.18	施業方法については、Ⅱ－第3－4（1）イのとおり。
	大町市	501～567, 569～581, 588, 589	29,921.40	
	塩尻市	1501～1585, 1588～1618	5,997.40	
	安曇野市	201～232	9,509.20	
	松川村	582～587	926.83	
	白馬村	619～629	5,059.16	
	小谷村	601～618, 630～636	7,130.89	

注 森林の区域は林班により表示。

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法	
総数		89,962.42		
市町村別内訳	松本市	1～151, 154～180, 233～235, 241～252, 301～307, 309～312, 314～316, 320, 321, 326, 327, 333, 343～345, 350～352, 355, 356, 368, 369, 371, 375～381, 383～386, 388～391, 405～426	35,550.07	施業方法については、Ⅱ－第3－4（1）イのとおり。
	大町市	501～567, 569～581, 588, 589	29,921.40	
	塩尻市	1524～1532, 1536, 1549～1551, 1560～1571, 1604, 1607～1618	2,011.20	
	安曇野市	201～232	9,383.33	
	松川村	582～587	926.83	
	白馬村	619～629	5,050.21	
	小谷村	601～618, 630～636	7,119.38	

注 森林の区域は林班により表示。

(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし

(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法	
総数		39,539.12		
市町村別内訳	松本市	14, 15, 18, 74, 75, 79～130, 134～137, 141～148, 155, 245～250, 252, 338, 340～342, 402, 403, 405, 406	16,730.77	施業方法については、Ⅱ－第3－4（1）イのとおり。
	大町市	502, 505, 508～510, 512～521, 523～526, 528, 532, 533, 537, 538, 540～544, 546～552, 555～557, 559, 561～563, 576～578, 588, 589	15,129.64	
	塩尻市	1536, 1553, 1554	124.57	
	安曇野市	202～213, 215, 220～224, 227	2,944.42	
	松川村	585	68.60	
	白馬村	621, 623～629	2,394.10	
	小谷村	601～603, 607, 608, 610～612, 630～632, 635, 636	2,147.02	

注 森林の区域は林班により表示。

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

区 分		対象鳥獣の種類	森林の区域	面 積
総 数				4,799.07
市 町 村 別 内 訳	松本市	ニホンジカ	49, 140, 164～167, 234～235, 241～252, 377～381, 383, (松)6	2,925.82
	安曇野市	ニホンジカ	230～231	309.67
	小谷村	ニホンジカ	603～606, 615	1,563.58

注1 森林の区域は林班により表示。

2 区域欄の()は、官行造林地名の略称を示す。

3 面積は、附帯地等を含む。

(附) 參考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積					森林比率② ／①×100		
		総数 ②	国有林（林野庁所管）			其他 国有林		民有林	
			計	国有林	官行造林				
総 数	297,838	234,811	98,959	98,697	262	3	135,849	79	
市町村 別内訳	松本市	97,847	78,468	40,172	40,152	20	—	38,296	80
	大町市	56,515	49,193	29,921	29,921	—	—	19,272	87
	塩尻市	28,998	21,671	5,997	5,997	—	—	15,673	75
	安曇野市	33,178	20,144	9,509	9,509	—	—	10,635	61
	麻績村	3,438	2,335	—	—	—	—	2,335	68
	生坂村	3,905	3,074	—	—	—	—	3,074	79
	山形村	2,498	1,276	—	—	—	—	1,276	51
	朝日村	7,062	6,150	62	—	62	—	6,088	87
	筑北村	9,947	8,274	57	—	57	—	8,217	83
	池田町	4,016	2,152	—	—	—	—	2,152	54
	松川村	4,707	2,620	927	927	—	3	1,690	56
	白馬村	18,936	15,745	5,095	5,059	36	—	10,650	83
小谷村	26,791	23,709	7,218	7,131	87	—	16,492	88	

注1 区域面積、その他国有林面積及び民有林面積は、「長野県民有林の現況（令和元年）」による。

2 森林面積は、国有林（林野庁所管）、民有林とも森林計画対象森林面積を計上。

3 計が一致しない場合は、四捨五入によるものである。

(2) 地況

ア 気候

観測地	気温（℃）			年間降水量 （mm）	最大降雪量 （cm）	備考
	最高	最低	年平均			
白馬	34.4	-16.7	9.9	1,882	47	
大町	35.5	-15.8	10.1	1,401	37	
穂高	37.2	-14.9	12.1	1,099	—	降雪量の観測は未実施
松本	36.9	-12.0	12.8	1,059	32	
奈川	33.8	-18.2	8.8	1,887	—	降雪量の観測は未実施

注1 「国土交通省 気象庁」気象データによる。（2015年～2019年）

2 年平均気温及び年間降水量は2015年から2019年までの平均値である。

3 最高気温及び最大降雪量は2015年から2019年までの最大値である。

4 最低気温は2015年から2019年までの最小値である。

イ 地形

本文「I計画の大綱」に記述のとおり。

ウ 地質、土壌等

本文「I計画の大綱」に記述のとおり。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総数	森林	農 地			その他	
			計	田	畑		
総 数	297,838	234,811	25,058	16,530	8,528	37,969	
市町村別 内訳	松本市	97,847	78,468	7,330	4,650	2,680	12,049.0
	大町市	56,515	49,193	2,484	2,130	354	4,837.6
	塩尻市	28,998	21,671	2,946	996	1,950	4,381.2
	安曇野市	33,178	20,144	6,680	5,190	1,490	6,353.9
	麻績村	3,438	2,335	358	205	153	745.3
	生坂村	3,905	3,074	226	89	137	605.2
	山形村	2,498	1,276	771	182	589	451.3
	朝日村	7,062	6,150	527	100	427	384.5
	筑北村	9,947	8,274	620	326	294	1,053.5
	池田町	4,016	2,152	858	687	171	1,005.8
	松川村	4,707	2,620	1,117	1,010	107	969.9
	白馬村	18,936	15,745	730	632	98	2,461.4
小谷村	26,791	23,709	411	333	78	2,670.9	

注1 農地面積は、「平成30～令和元年 長野農林水産統計年報」による。

2 総数及び森林面積は、当参考資料の(1)市町村別土地面積及び森林面積による。

3 その他は、総数から森林、農地面積を差し引いた面積。

4 計が一致しない場合は、四捨五入によるものである。

(4) 産業別生産額

区 分		農業産出額 (千万円)	製造品出荷額等 (従業員4人以上) (千万円)	年間商品販売額 (千万円)
総 数		5,925	198,729	158,035
市 町 村 別 内 訳	松本市	2,119	58,105	113,609
	大町市	398	10,947	4,169
	塩尻市	1,167	73,745	15,876
	安曇野市	1,126	51,027	18,476
	麻績村	43	192	137
	生坂村	36	82	17
	山形村	312	615	2,468
	朝日村	265	1,122	262
	筑北村	86	160	211
	池田町	105	1,570	940
	松川村	184	826	789
	白馬村	67	215	920
	小谷村	17	124	163

- 注1 農業産出額については「平成30年市町村別農業産出額（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果）」による。
- 2 製造品出荷額等については、2019年工業統計調査（確報）による。
- 3 年間商品販売額については、経済センサスー活動調査結果（平成28年）による。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		計	農業	林業	漁業			
総 数	247,901	18,825	18,336	411	78	64,831	158,030	
市町村 別内訳	松本市	121,552	6,794	6,630	152	12	28,388	82,036
	大町市	14,018	1,228	1,150	71	7	3,956	8,513
	塩尻市	35,371	2,729	2,668	60	1	11,832	20,716
	安曇野市	48,503	4,239	4,121	66	52	13,529	29,560
	麻績村	1,401	306	305	1	—	298	796
	生坂村	902	145	140	3	2	255	501
	山形村	4,700	864	854	10	—	1,264	2,535
	朝日村	2,536	541	535	6	—	647	1,270
	筑北村	2,432	512	509	3	—	578	1,334
	池田町	4,813	444	431	10	3	1,374	2,971
	松川村	5,186	572	564	7	1	1,682	2,912
	白馬村	4,885	281	271	10	—	686	3,798
小谷村	1,602	170	158	12	—	342	1,088	

注1 平成27年「国勢調査（確定値）」による。

2 総数には「分類不能の産業」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

森林計画区：065 中部山岳

齢級別森林資源表

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	98,958.59	12,054	44	119.22	43.30	14.29	60.64	3							
総数	80,293.48	12,054	44	119.22	43.30	14.29	60.64	3							
針	47,501.07	7,684	35	111.36	22.66	5.42	44.86	2							
広	32,792.41	4,371	9	7.86	20.64	8.87	15.78	1							
総数	11,409.46	2,770	35	119.22	12.17	8.83	57.35	3							
針	11,304.84	2,577	33	111.36	12.17	5.42	44.86	2							
広	104.62	193	2	7.86		3.41	12.49	1							
育単層林	11,266.96	2,737	34	58.68	7.69	5.70	43.89	2							
成層林	11,168.10	2,546	32	50.82	7.69	5.42	34.03	2							
広	98.86	191	2	7.86		0.28	9.86	1							
	(142.50)														
育複層林	142.50	33	1	60.54	4.48	3.13	13.46	1							
成層林	136.74	30	1	60.54	4.48		10.83	1							
広	5.76	2					2.63								
総数	68,884.02	9,285	9		31.13	5.46	3.29								
針	36,196.23	5,107	2		10.49										
広	32,687.79	4,178	7		20.64	5.46	3.29								
育単層林															
成層林															
針															
広															
育複層林	1,080.69	182	4		31.13		3.29								
成層林	584.49	67	1		10.49										
針	496.20	115	3		20.64		3.29								
広	67,803.33	9,102	6			5.46									
天然林	35,611.74	5,040	1												
成層林	32,191.59	4,063	5			5.46									
針															
広															
竹林															
無立木地	18,665.11														

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区： 065 中部山岳

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	95.01	7		190.98	24		439.01	73	3	656.82	116	3	849.30	171	4
総数	95.01	7		190.98	24		439.01	73	3	656.82	116	3	849.30	171	4
針	92.53	7		168.60	22		399.39	69	2	610.07	109	3	827.64	162	3
広	2.48			22.38	2		39.62	3	8	46.75	8	3	21.66	9	
総数	95.01	7		153.20	21		388.37	68	2	573.66	108	3	773.49	160	3
針	92.53	7		150.15	21		388.37	68	2	570.94	107	3	764.89	157	3
広	2.48			3.05					2	2.72	2	3	8.60	3	
育単層林	60.77	6		149.70	21		379.87	67	2	567.84	108	3	764.66	159	3
育複層林	58.29	5		146.65	21		379.87	67	2	565.12	106	3	756.06	156	3
成林	2.48			3.05					2	2.72	2	3	8.60	3	
立木地															
育複層林	34.24	2		3.50			8.50	1	1	5.82	1	1	8.83	1	
成林	34.24	2		3.50			8.50	1	1	5.82	1	1	8.83	1	
総数															
針															
広															
天然林															
育単層林															
育複層林															
成林															
天然林															
成林															
天然生															
針															
広															
竹林															
無立木地															

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区： 065 中部山岳

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量									
総数	1,615.01	303	6	2,132.14	443	7	1,488.74	351	4	1,399.74	347	4	923.62	247	2
総数	1,615.01	303	6	2,132.14	443	7	1,488.74	351	4	1,399.74	347	4	923.62	247	2
針	1,430.19	266	5	1,907.77	389	5	1,433.20	333	4	1,277.10	315	3	763.14	206	2
広	184.82	37	1	224.37	54	1	55.54	18	1	122.64	32	1	160.48	41	1
総数	1,289.12	263	5	1,751.29	386	5	1,423.69	340	4	1,172.29	305	3	696.39	201	2
針	1,289.12	252	5	1,747.65	374	5	1,398.51	330	4	1,162.59	295	3	693.16	191	2
広		12		3.64	12		25.18	9		9.70	10		3.23	10	
人工林	1,289.12	263	5	1,751.29	386	5	1,423.69	340	4	1,172.29	305	3	696.39	196	2
針	1,289.12	252	5	1,747.65	374	5	1,398.51	330	4	1,162.59	295	3	693.16	186	2
広		12		3.64	12		25.18	9		9.70	10		3.23	10	
立木地													(26.76)		
育複層林															
針															
広															
天然林	325.89	40	1	380.85	57	1	65.05	12		227.45	42	1	227.23	46	1
針	141.07	14		160.12	15		34.69	3		114.51	20		69.98	15	
広	184.82	26	1	220.73	42	1	30.36	9		112.94	22		157.25	31	
育単層林															
針															
広															
天然林	251.89	32	1	237.93	37	1	28.61	6		82.04	17		103.49	26	
針	108.88	12		135.03	11		23.94	1		42.57	6		58.55	13	
広	143.01	20	1	102.90	26	1	4.67	5		39.47	11		44.94	13	
天然林	74.00	8		142.92	20		36.44	6		145.41	25		123.74	20	
針	32.19	2		25.09	4		10.75	2		71.94	13		11.43	2	
広	41.81	6		117.83	16		25.69	4		73.47	11		112.31	18	
竹林															
無立木地															

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区： 065 中部山岳

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	20 齡級			21 齡級以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	917.79	241	1	66,172.28	8,942	2
総数	917.79	241	1	66,172.28	8,942	2
針	517.34	137	1	35,943.44	5,200	1
広	400.45	104	1	30,228.84	3,742	1
総数	467.02	147	1	763.49	267	1
針	463.45	126	1	751.00	235	1
広	3.57	21	1	12.49	32	1
育単層林	467.02	146	1	763.49	255	1
成層林	463.45	125	1	751.00	224	1
成層林	3.57	21	1	12.49	31	1
人工林	(3.18)			(68.85)		
育複層林						
成層林						
総数						12
針						11
広						1
総数	450.77	94	1	65,408.79	8,675	1
針	53.89	11	1	35,192.44	4,966	1
広	396.88	83	1	30,216.35	3,710	1
育単層林						
成層林						
針						
広						
育複層林	25.13	7	1	57.72	21	1
成層林	17.07	2	1	22.03	9	1
針	8.06	5	1	35.69	12	1
広	425.64	88	1	65,351.07	8,654	1
天然	36.82	9	1	35,170.41	4,957	1
生	388.82	79	1	30,180.66	3,697	1
竹林						
無立木地						

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

制限林普通林別森林資源表

区分	人工林				天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改訂予定地	林地以外の地	計	計	
	育成層林		計		育成層林		計										
	育成単層林	育成複層林	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	天然生林	計									
面積	針	9,670.10	114.08	9,784.18	521.60	34,404.01	34,925.61										
	広	92.74	5.76	98.50	434.04	31,423.82	31,857.86										
	計	9,762.84	119.84	9,882.68	955.64	65,827.83	66,783.47							18,443.75	18,443.75	95,109.90	
材積	針	2,186,044	26,211	2,212,255	59,501	4,820,653	4,880,154										
	広	183,147	2,220	185,367	106,251	3,924,008	4,030,259										
	計	2,339,191	28,431	2,367,622	165,752	8,744,661	8,910,413										
成長量	針	27,817.9	420.1	28,238.0	844.1	1,062.3	1,906.4										
	広	1,897.4	16.6	1,914.0	2,290.8	4,248.2	6,539.0										
	計	29,715.3	436.7	30,152.0	3,134.9	5,310.5	8,445.4										
面積	針	1,498.00	22.66	1,520.66	62.89	1,207.73	1,270.62										
	広	6.12		6.12	62.16	767.77	829.93										
	計	1,504.12	22.66	1,526.78	125.05	1,975.50	2,100.55							221.36	221.36	3,848.69	
材積	針	360,405	4,117	364,522	7,675	218,917	226,592										
	広	37,416		37,416	8,973	138,807	147,780										
	計	397,821	4,117	401,938	16,648	357,724	374,372										
成長量	針	4,384.2	103.3	4,487.5	171.0	84.8	255.8										
	広	352.4		352.4	271.1	340.7	611.8										
	計	4,736.6	103.3	4,839.9	442.1	425.5	867.6										
面積	針	11,168.10	136.74	11,304.84	584.49	35,611.74	36,196.23										
	広	98.86	5.76	104.62	496.20	32,191.59	32,687.79										
	計	11,266.96	142.50	11,409.46	1,080.69	67,803.33	68,884.02							18,665.11	18,665.11	98,958.59	
材積	針	2,546,449	30,328	2,576,777	67,176	5,039,570	5,106,746										
	広	190,563	2,220	192,783	115,224	4,082,815	4,178,039										
	計	2,737,012	32,548	2,769,560	182,400	9,102,385	9,284,785										
成長量	針	32,202.1	523.4	32,725.5	1,015.1	1,147.1	2,162.2										
	広	2,249.8	16.6	2,266.4	2,561.9	4,588.9	7,150.8										
	計	34,451.9	540.0	34,991.9	3,577.0	5,736.0	9,313.0										

(面積：h a, 材積：m³、成長量：m³/年)

立木地

無立木地等

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本書の集計には含まれていない。
 注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

市町村別森林資源表

森林計画区：065 中部山岳

(面積：h a, 材積：m³, 成長量：m³/年)

市町村	区分	立木地						無立木地等						計					
		人工林			天然林			竹林	計	伐採跡地	未立木地	改種 予定地	林地以外の 地		計				
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林									計			
松本市	面積	計	4,633.97	10.39	4,644.36	366.20	18,157.73	18,523.93											
		広	28.10	5.61	33.71	218.71	11,813.15	12,031.86											
	材積	計	4,662.07	16.00	4,678.07	584.91	29,970.88	30,555.79											
		広	1,018,306	3,413	1,021,719	31,919	3,084,753	3,116,672											
	成長量	計	1,058,580	3,568	1,062,148	92,139	4,886,266	4,978,405											
		広	13,204.9	73.5	13,278.4	505.3	545.2	1,050.5											
大田市	面積	計	641.7	4.8	646.5	1,523.6	1,777.6	3,301.2											
		広	13,846.6	78.3	13,924.9	2,028.9	2,322.8	4,351.7											
	材積	計	774.43	19.19	793.62	19.24	10,707.94	10,727.18											
		広	774.43	19.19	793.62	49.23	20,424.13	20,473.36											
	成長量	計	179,719	5,512	185,231	2,823	971,721	980,544											
		広	3,094	447	3,541	7,404	879,005	886,409											
塩尻市	面積	計	182,813	5,959	188,772	10,227	1,856,726	1,866,953											
		広	2,527.1	135.8	2,662.9	28.6	198.3	226.9											
	材積	計	2,555.1	138.4	2,693.5	106.3	1,052.0	1,158.3											
		広	3,708.67	79.35	3,788.02	10.63	1,365.83	1,376.46											
	成長量	計	36.04	36.04	72.08	19.96	595.63	615.59											
		広	3,744.71	79.35	3,824.06	30.59	1,961.46	1,992.05											
安曇野市	面積	計	879,705	14,458	894,163	1,790	278,697	280,487											
		広	115,285	1,092	116,377	3,968	112,864	116,832											
	材積	計	994,990	15,550	1,010,540	5,758	391,561	397,319											
		広	8,978.1	203.0	9,181.1	13.9	37.8	51.7											
	成長量	計	1,010.3	5.9	1,016.2	97.9	181.9	279.8											
		広	9,988.4	208.9	10,197.3	111.8	219.7	331.5											
朝日村	面積	計	790.01	26.44	816.45	107.27	4,480.52	4,587.79											
		広	6.66	6.66	13.32	136.91	2,916.86	3,053.77											
	材積	計	796.67	26.44	823.11	244.18	7,397.38	7,641.56											
		広	179,300	6,611	185,911	15,728	597,454	613,182											
	成長量	計	15,791	523	16,314	22,195	302,004	324,199											
		広	2,985.2	104.4	3,089.6	37,923	899,458	937,381											
朝日村	面積	計	325.1	3.0	328.1	249.6	56.7	306.3											
		広	3,310.3	107.4	3,417.7	484.7	285.1	769.8											
	材積	計	61.61	61.61	123.22	734.3	341.8	1,076.1											
		広	61.61	61.61	123.22														
	成長量	計	9,806	9,806	19,612			61.61											
		広	9,806	9,806	19,612			9,806											
朝日村	面積	計	123.6	123.6	247.2			123.6											
		広	123.6	123.6	247.2			123.6											
	材積	計	123.6	123.6	247.2			123.6											
		広	123.6	123.6	247.2			123.6											
	成長量	計	123.6	123.6	247.2			123.6											
		広	123.6	123.6	247.2			123.6											

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
注2 複層林は下層木のみを対象とする。

市町村別森林資源表

森林計画区：065 中部山岳 (面積：h a, 材積：m³, 成長量：m³/年)

市町村	区分	立木地										無立木地等					計						
		人工林					天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地	改種 予定地		林地以外の 土地	計				
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然林	計															
筑北村	面積	針	51.63		51.63																	51.63	
		広	5.00		5.00																		5.00
	計	56.63		56.63																		56.63	
	材積	針	10,579		10,579																		10,579
		広	935		935																		935
計	11,514		11,514																			11,514	
成長量	針	計	135.3		135.3																	135.3	
		広	17.0		17.0																		17.0
	計	152.3		152.3																		152.3	
	面積	針	149.90	1.37	151.27	1.32	459.79	461.11															612.38
		広	0.15	0.15			284.43	284.43															284.43
計	149.90	1.52	151.42	1.32	744.22	745.54																896.96	
材積	針	計	34,319	334	34,653	84	50,464	50,548															85,201
		広	555	3	558	197	35,678	35,875															36,433
	計	34,874	337	35,211	281	86,142	86,423															121,634	
	成長量	針	566.6	6.7	573.3	1.3	5.4	6.7															580.0
		広	7.2	0.3	7.5	3.7	50.9	54.6															62.1
計	573.8	7.0	580.8	5.0	56.3	61.3																642.1	
計	424.28		424.28	0.41	67.50	67.91																492.19	
白馬村	面積	針	424.28		424.28																		424.28
		広	110,003		110,003	79	10,637	10,716															120,719
	計	3,930		3,930	417	255,128	255,545															259,475	
	材積	針	113,933		113,933	496	265,765	266,261															380,194
		広	1,296.6		1,296.6	1.4	17.4	18.8															1,315.4
計	24.6		24.6	14.0	552.8	566.8																591.4	
小谷村	面積	針	1,321.2		1,321.2	15.4	570.2	585.6															1,906.8
		広	573.60		573.60	79.42	372.43	451.85															1,025.45
	計	23.06		23.06	85.22	4,882.43	4,967.65															4,990.71	
	材積	針	596.66		596.66	164.64	5,254.86	5,419.50															6,016.16
		広	124,712		124,712	14,753	39,844	54,597															179,309
計	10,699		10,699	20,823	676,623	697,446																708,145	
成長量	針	計	135,411		135,411	35,576	716,467	752,043															2,886.0
		広	2,384.7		2,384.7	215.0	286.3	501.3															2,886.0
	計	195.9		195.9	360.3	886.9	1,247.2															1,443.1	
	面積	針	2,580.6		2,580.6	575.3	1,173.2	1,748.5															4,329.1
		広	11,168.10	136.74	11,304.84	584.49	35,611.74	36,196.23															47,501.07
計	98.86		98.86	496.20	32,191.59	32,687.79																32,792.41	
森林計画計	面積	針	11,266.96	142.50	11,409.46	1,080.69	67,803.33	68,884.02															80,293.48
		広	2,546,449	30,328	2,576,777	67,176	5,106,570	5,106,746															7,683,523
	計	190,563	2,220	192,783	115,224	4,082,815	4,178,039															4,370,822	
	材積	針	2,737,012	32,548	2,769,560	182,400	9,102,385	9,284,785															12,054,345
		広	32,202.1	523.4	32,725.5	1,015.1	1,147.1	2,162.2															34,887.7
計	2,249.8	16.6	2,266.4	2,561.9	4,588.9	7,150.8																9,417.2	
計	34,451.9	540.0	34,991.9	3,577.0	5,736.0	9,313.0																44,304.9	

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区 分		総 数	市 町 村 別 内 訳			
			松本市	大町市	塩尻市	安曇野市
保 安 林	水源かん養保安林	50,124.49	38,759.80	2,760.41	4,144.96	1,213.61
	土砂流出防備保安林	42,983.10	506.24	25,709.66	666.22	6,778.59
	土砂崩壊防備保安林	93.45	93.45			
	干害防備保安林	20.99	20.99			
	なだれ防止保安林	65.42		65.42		
	保健保安林	(10,373.57) 0.12	(8,085.81)	(72.36)		
	計	(10,373.57) 93,287.57	(8,085.81) 39,380.48	(72.36) 28,535.49	4,811.18	7,992.20
砂 防 指 定 地	(18,746.91) 1,474.13	(13,865.51) 106.52	(2,457.10) 1,354.55	5.36	(41.41) 1.70	
国 立 公 園	特別保護地区	(21,648.87) 28.99	(11,755.75) 12.53	(7,731.66) 0.31		(499.10) 15.62
	第1種特別地域	(11,095.95) 13.98	(997.16) 2.11	(6,418.57) 0.16		(1,474.93)
	第2種特別地域	(10,849.32) 161.67	(4,594.22) 23.17	(2,948.87) 23.21		(1,877.67) 57.39
	第3種特別地域	(5,398.88) 4.04	(609.53) 0.70	(2,840.18) 1.23		(915.86) 2.11
	計	(48,993.02) 208.68	(17,956.66) 38.51	(19,939.28) 24.91		(4,767.56) 75.12
国 定 公 園	第1種特別地域	(308.21) 114.07	(302.90) 114.07		(5.31)	
	第2種特別地域	(70.36) 21.69	(31.82) 21.69		(38.54)	
	第3種特別地域	(1,331.96) 3.69	(808.59) 3.69		(523.37)	
	計	(1,710.53) 139.45	(1,143.31) 139.45		(567.22)	
鳥獣保護区特別保護地区	(9,219.74) 0.03	(6,279.60)	(2,824.19)			
風 致 地 区	(9.71) 0.04	(9.71) 0.04				
特 別 母 樹 林	(3.28)	(1.73)			(1.55)	
史跡名勝天然記念物	(12,420.42)	(11,106.35)	(25.31)			
そ の 他	(17.60)			(17.60)		
合 計	(101,494.78) 95,109.90	(58,448.68) 39,665.00	(25,318.24) 29,914.95	(584.82) 4,816.54	(4,810.52) 8,069.02	

注 上記の制限林と重複する面積は、() 外書きで、合計面積は延面積である。

単位 面積：ha

区 分		市 町 村 別 内 訳				
		朝日村	筑北村	松川村	白馬村	小谷村
保 安 林	水源かん養保安林	62.27	46.73	649.89	35.69	2,451.13
	土砂流出防備保安林			276.23	4,312.78	4,733.38
	土砂崩壊防備保安林					
	干害防備保安林					
	なだれ防止保安林					
	保健保安林				(2,111.01) 0.12	(104.39)
	計	62.27	46.73	926.12	(2,111.01) 4,348.59	(104.39) 7,184.51
砂防指定地					(1,451.89) 4.01	(931.00) 1.99
国 立 公 園	特別保護地区				(1,662.36) 0.53	
	第1種特別地域				(1,455.24) 0.10	(750.05) 11.61
	第2種特別地域				(802.39) 48.98	(626.17) 8.92
	第3種特別地域					(1,033.31)
	計				(3,919.99) 49.61	(2,409.53) 20.53
国 定 公 園	第1種特別地域					
	第2種特別地域					
	第3種特別地域					
	計					
鳥獣保護区特別保護地区						(115.95) 0.03
風致地区						
特別母樹林						
史跡名勝天然記念物					(1,288.76)	
その他						
合 計		62.27	46.73	926.12	(8,771.65) 4,402.21	(3,560.87) 7,207.06

(5) 樹種別材積表

単位 材積 : m³

樹 種		人工林	天然林	無立木地	林地以外の 土地	総 数
針葉樹	スギ	197,763	17,107	—	—	214,870
	ヒノキ	564,684	138,276	—	—	702,960
	サワラ	8,053	109,856	—	—	117,909
	カラマツ	1,689,828	193,642	—	—	1,883,470
	アカマツ	31,694	30,560	—	—	62,254
	モミ	53,973	377,305	—	—	431,278
	ツガ類	2,380	2,531,923	—	—	2,534,303
	他針葉樹	28,402	1,708,077	—	—	1,736,479
	計	2,576,777	5,106,746	—	—	7,683,523
広葉樹	ブナ	937	898,084	—	—	899,021
	クリ	186	6,494	—	—	6,680
	ナラ類	592	353,933	—	—	354,525
	カンバ類	6,833	565,785	—	—	572,618
	カエデ類	63	964	—	—	1,027
	シナノキ	—	25	—	—	25
	他広葉樹	184,172	2,352,754	—	—	2,536,926
	計	192,783	4,178,039	—	—	4,370,822
総 数	2,769,560	9,284,785	—	—	12,054,345	

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積 : ha

区 分	崩壊地・荒廃地		荒廃危険地 面積	
	所在地 (林小班)	面積		
総 数		654.55	1,886.61	
市 町 村 別 内 訳	松本市	4イ, 26イ, 52イ, 64イ, ハ, 67イ, 70イ, 77イ, 81イ, 118ハ, ホ, 119ロ, 120イ, ロ, ハ, 124ロ, 128ロ, ハ, 245イ, ホ, 246ホ, 251-3イ, 252イ, ニ, ホ, 305イ, 308イ	211.61	702.30
	大町市	503イ, ロ, 504イ, ハ, 506ロ, ハ, ニ, ホ, ヘ, 534イ, 538ロ, ハ, ニ, ホ, ヘ, 565イ, ロ, ハ, ニ, ホ, 567イ, 580イ, ロ	40.29	457.17
	塩尻市	1504イ, 1526イ, 1544イ, 1545イ, ロ, 1546イ, 1559イ, 1562イ, 1566イ, ロ, ハ, ニ, ホ, 1579イ, 1585イ, ロ, ハ, ニ, ホ, 1603イ, 1604イ, 1610ニ, ホ, 1615ハ	16.79	169.57
	安曇野市	202イ, ロ, 206ハ, ニ, 207ロ, ハ, ニ, 208ロ, ハ, ニ, ホ, ヘ, 211ハ, 230イ	65.20	288.59
	松川村			68.45
	白馬村	623イ, ニ, 629イ, ロ	7.19	32.97
	小谷村	603イ, 604ロ, 605イ, ハ, ニ, ホ, ヘ, 606ロ, ニ, ヘ, 633イ, ロ, ハ, ニ, ホ, 634イ, ロ, ハ, 635イ, 636イ, ロ	313.47	167.56

(7) 森林の被害

単位 面積 : ha

種 類	松くい虫		
	H29	H30	R1
総 数		5.17	3.93
松 本 市		5.10	3.73
安 曇 野 市		0.07	0.20

(8) 防火線等の整備状況

該当なし

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 森林組合の現況

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

区分	組合名	組合員数	役員数	出資金総額	組合員所有 森林面積	備考
森林組合	総数	14,575	32	185,736	84,109	
	松本広域	10,100	22	121,996	60,361	
	大北	4,475	10	63,740	23,748	

注 「令和元年度森林組合一斉調査」による（信州の木活用課）。

イ 生産森林組合の現況

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

区分	組合数	組合員数	役員数	出資金総額	組合員所有 森林面積	備考
総数	12	885	72	118,440	1,414	
市町村別内訳	松本市	2	96	14,400	112	
	大町市	1	11	38,940	379	
	塩尻市	1	—	—	—	
	安曇野市	4	666	54,920	292	
	朝日村	2	—	—	—	
	白馬村	1	74	3,780	43	
	小谷村	1	38	6,400	588	

注 「令和元年度森林組合一斉調査」による（信州の木活用課）。

(2) 林業事業体等の現況

単位：経営体

区分	合計	法人化している											地方公共 団体・ 財産区	法人化し ていない		
		計	農事 組合法 人	会社				各種団体				その 他の 法人			個人 経営 体	
				小計	株式 会社	合名 ・ 合資 会社	合同 会社	小計	農協	森林 組合	その 他の 各種 団体					
総数	407	41	-	14	13	1	-	23	2	12	9	4	13	351	340	
市町村 別内訳	松本市	80	12	-	5	4	1	-	6	-	3	3	1	7	61	60
	大町市	121	8	-	4	4	-	-	3	-	1	2	1	-	113	113
	塩尻市	42	8	-	2	2	-	-	5	2	2	1	1	2	32	31
	安曇野市	54	10	-	2	2	-	-	8	-	5	3	-	2	42	40
	麻績村	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	5
	生坂村	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	山形村	7	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6
	朝日村	11	2	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1	8	7
	筑北村	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	15
	池田町	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	16
	松川村	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	22
	白馬村	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	20
小谷村	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	

注1 「2015年農林業センサス」農林業経営体調査報告書による。

2 「X」…個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表していないもの。

(3) 林業労働力の概況

本計画区における林業経営改善計画の認定事業体数は10事業体で、その内訳は森林組合が2組合、株式会社等が8社となっている。(令和2年5月29日現在)

(4) 林業機械化の概況

長野県内で保有されている高性能林業機械の保有状況は以下のとおり。

なお、下表の機械については、国有林以外の者が保有するものとなっている。

単位：台数

機種	バフ チェ ャー	ハ ー ベ ス タ	プ ロ セ ッ サ	ス キ ッ ダ	フ ォ ワ ー ダ	ヤ ー ダ ー	ス イ ン グ ヤ ー ダ	そ の 他 の 高 性 能 林 業 機 械	計
長野県	3	67	75	2	123	18	67	31	386

注 長野庁業務資料より作成(平成30年度の数値)。

(5) 作業路網等の整備の概況

本計画区の国有林内の林道総延長は243kmで、林道密度は2.5m/haとなっている。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	431	283	714	27	191	217	6%	67%	30%
針葉樹	351	208	559	24	170	194	7%	82%	35%
広葉樹	80	75	155	3	20	23	4%	27%	15%

- 注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。
 2 実行欄は、平成28～令和元年度実績と令和2年度見込量の合計である。
 3 計の不一致は四捨五入によるもの

(2) 間伐面積

単位 面積：ha

計画	実行	実行歩合
3,860	1,879	49%

- 注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である
 2 実行欄は、平成28～31・令和元年度実績と令和2年度見込量の合計である。

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
837	66	8%	200	59	29%	637	7	1%

- 注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。
 2 実行欄は、平成28～令和元年度実績と令和2年度見込量の合計である。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km

区 分	開設延長			拡張延長		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
林 道	4.1	2.0	50%	2.3	5.6	247%
うち林業専用道	4.1	2.0	50%	-	-	-

- 注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。
 2 実行欄は、平成28～令和元年度実績と令和2年度見込量の合計である。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha

種 類	指 定			解 除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総 数	2274.2	825.3	36%	0.0	0.1	486%
水源かん養	827.0	825.3	100%	0.0	0.1	730%
土砂流失防備	1447.2	-	0%	0.0	-	-
保 健	-	-	-	-	-	-
なだれ	-	-	-	-	-	-

- 注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。
 2 実行欄は、平成28～令和元年度実績と令和2年度見込量の合計である。

イ 保安施設地区の面積

該当なし

ウ 治山事業の数量

区 分	計 画	実 行	単 位	地 区 数
			実行歩合	
治山事業施行地区数	91	15	16%	

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成28～令和元年度実績と令和2年度見込量の合計である。

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

農用地	ゴルフ場等レジャー施設用地	住宅、別荘、工場等建物敷及びその附帯地	採石採土地	単 位		面 積 : ha
				その他	合 計	
-	-	-	-	-	-	-

注1 面積欄は、平成28～令和元年度実績と令和2年度見込量の合計である。

2 農用地は、田、畑、樹園地とする。

（2）森林以外より森林への異動

原 野	農用地	その他	単 位	面 積 : ha
			合 計	
-	-	-	-	

注 面積欄は、平成28～令和元年度実績と令和2年度見込量の合計である。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha、材積：千m³

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総数	463	481	331	300	265	263	261	270
		針葉樹	429	446	306	278	246	244	241	250
		広葉樹	34	35	25	23	20	20	19	20
	主伐	総数	130	140	172	145	106	110	108	114
		針葉樹	120	128	158	133	97	101	99	105
		広葉樹	11	11	14	12	9	9	9	9
	間伐	総数	333	342	159	155	159	153	153	156
		針葉樹	310	318	148	144	148	142	142	145
		広葉樹	23	24	11	11	11	11	11	11
造林面積	総数	204	218	448	538	556	560	557	546	
	人工造林	197	211	448	474	359	359	417	446	
	天然更新	7	7	0	64	197	201	140	100	

注1 森林計画樹立の翌年度から5年間を第I分期、次の5年間を第II分期以下同様とし、最終の分期を第VIII分期とする。

2 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積：ha、材積：千m³

区 分		面 積							
		総 数	1・2齡級	3・4齡級	5・6齡級	7・8齡級	9・10齡級	11・12齡級	
第I分期	総 数	80,293	130	67	267	1,089	2,460	3,621	
	人工林	総 数	11,409	99	58	229	955	2,058	3,175
		育成単層林	11,267	66	50	210	948	2,054	3,175
		育成複層林	143	33	8	19	7	4	0
	天然林	総 数	68,884	31	9	38	134	402	446
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	1,081	31	3	38	96	322	267
天然生林		67,803	0	5	0	38	80	179	
第II分期	総 数	80,072	280	54	132	624	1,499	3,747	
	人工林	総 数	11,188	280	17	129	536	1,340	3,040
		育成単層林	11,045	250	13	105	530	1,333	3,040
		育成複層林	143	30	4	24	6	7	0
	天然林	総 数	68,884	0	37	3	88	159	707
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	1,081	0	31	3	80	124	490
天然生林		67,803	0	5	0	8	35	217	
第III分期	総 数	79,993	529	130	67	267	1,089	2,460	
	人工林	総 数	11,109	529	99	58	229	955	2,058
		育成単層林	10,966	529	66	50	210	948	2,054
		育成複層林	143	0	33	8	19	7	4
	天然林	総 数	68,884	0	31	9	38	134	402
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	1,081	0	31	3	38	96	322
天然生林		67,803	0	0	5	0	38	80	
第IV分期	総 数	80,070	891	280	54	132	624	1,499	
	人工林	総 数	11,122	826	280	17	129	536	1,340
		育成単層林	10,777	725	250	13	105	530	1,333
		育成複層林	345	101	30	4	24	6	7
	天然林	総 数	68,948	64	0	37	3	88	159
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	1,145	64	0	31	3	80	124
天然生林		67,803	0	0	5	0	8	35	
第V分期	総 数	80,199	1,224	529	130	67	267	1,089	
	人工林	総 数	11,054	962	529	99	58	229	955
		育成単層林	10,503	758	529	66	50	210	948
		育成複層林	551	204	0	33	8	19	7
	天然林	総 数	69,146	261	0	31	9	38	134
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	1,342	261	0	31	3	38	96
天然生林		67,803	0	0	0	5	0	38	

注 1 1 齡級を5年とシアラビア数字を用い1年生から5年生までを1 齡級、6年生から10年生までを2 齡級とし、以下順次3、4 齡級・・・とする。

2 人工林の育成複層林は、上層木と下層木に半分ずつ面積を割り振った。

3 育成複層林施業の更新未了林分の面積は、1・2 齡級に含めた。

4 計が一致しない場合は、四捨五入によるものである。

区 分		面 積							
		総 数	1・2齡級	3・4齡級	5・6齡級	7・8齡級	9・10齡級	11・12齡級	
第VI分期	総 数	80,177	1,295	786	280	54	132	624	
	人工林	総 数	10,831	833	786	280	17	129	536
		育成単層林	10,280	689	725	250	13	105	530
		育成複層林	551	144	61	30	4	24	6
	天然林	総 数	69,346	462	0	0	37	3	88
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	1,543	462	0	0	31	3	80
天然生林		67,803	0	0	0	5	0	8	
第VII分期	総 数	80,345	1,330	986	529	130	67	267	
	人工林	総 数	10,859	792	921	529	99	58	229
		育成単層林	9,941	567	758	529	66	50	210
		育成複層林	918	224	163	0	33	8	19
	天然林	総 数	69,486	538	64	0	31	9	38
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	1,683	538	64	0	31	3	38
天然生林		67,803	0	0	0	0	5	0	
第VIII分期	総 数	80,498	1,285	1,094	786	280	54	132	
	人工林	総 数	10,911	845	833	786	280	17	129
		育成単層林	9,653	491	689	725	250	13	105
		育成複層林	1,258	353	144	61	30	4	24
	天然林	総 数	69,586	441	261	0	0	37	3
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	1,783	441	261	0	0	31	3
天然生林		67,803	0	0	0	0	5	0	
第IX分期	総 数	80,644	1,313	1,116	986	529	130	67	
	人工林	総 数	10,918	929	718	921	529	99	58
		育成単層林	9,333	521	567	758	529	66	50
		育成複層林	1,586	407	151	163	0	33	8
	天然林	総 数	69,725	384	398	64	0	31	9
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	1,922	384	398	64	0	31	3
天然生林		67,803	0	0	0	0	0	5	

区 分							材 積	
		13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級	21齡級以上		
第 I 分期	總 数	2,337	947	1,508	1,663	66,207	12,099	
	人工林	總 数	1,882	341	819	995	798	2,804
		育成单層林	1,869	336	812	984	763	2,771
		育成複層林	13	5	7	11	34	33
	天然林	總 数	455	605	689	667	65,409	9,294
		育成单層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	186	42	14	25	58	186
天然生林		269	564	675	642	65,351	9,108	
第 II 分期	總 数	2,806	1,278	1,164	1,533	66,955	12,155	
	人工林	總 数	2,514	795	559	883	1,096	2,800
		育成单層林	2,514	782	547	873	1,060	2,765
		育成複層林	0	13	12	10	36	35
	天然林	總 数	293	483	605	650	65,860	9,355
		育成单層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	111	114	32	13	83	206
天然生林		182	370	573	637	65,777	9,148	
第 III 分期	總 数	3,600	1,911	944	1,424	67,572	12,097	
	人工林	總 数	3,154	1,457	338	736	1,496	2,753
		育成单層林	3,154	1,443	333	729	1,450	2,721
		育成複層林	0	13	5	7	46	32
	天然林	總 数	446	455	605	689	66,076	9,344
		育成单層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	267	186	42	14	83	234
天然生林		179	269	564	675	65,993	9,111	
第 IV 分期	總 数	3,747	2,237	1,161	1,144	68,303	12,063	
	人工林	總 数	3,040	1,945	678	539	1,793	2,667
		育成单層林	3,040	1,945	665	527	1,646	2,605
		育成複層林	0	0	13	12	147	62
	天然林	總 数	707	293	483	605	66,510	9,396
		育成单層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	490	111	114	32	96	268
天然生林		217	182	370	573	66,414	9,128	
第 V 分期	總 数	2,460	3,068	1,911	944	68,512	12,044	
	人工林	總 数	2,058	2,622	1,457	338	1,747	2,561
		育成单層林	2,054	2,622	1,443	333	1,490	2,479
		育成複層林	4	0	13	5	257	82
	天然林	總 数	402	446	455	605	66,765	9,482
		育成单層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	322	267	186	42	97	339
天然生林		80	179	269	564	66,668	9,143	

区 分							材 積	
		13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級	21齡級以上		
第VI分期	総 数	1,499	3,247	2,197	1,161	68,903	12,062	
	人工林	総 数	1,340	2,540	1,905	678	1,789	2,504
		育成単層林	1,333	2,540	1,905	665	1,527	2,416
		育成複層林	7	0	0	13	262	88
	天然林	総 数	159	707	293	483	67,114	9,559
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	124	490	111	114	128	403
天然生林		35	217	182	370	66,986	9,156	
第VII分期	総 数	1,089	2,460	2,463	1,911	69,115	12,122	
	人工林	総 数	955	2,058	2,017	1,457	1,744	2,507
		育成単層林	948	2,054	2,017	1,443	1,299	2,333
		育成複層林	7	4	0	13	446	173
	天然林	総 数	134	402	446	455	67,370	9,615
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	96	322	267	186	138	450
天然生林		38	80	179	269	67,232	9,165	
第VIII分期	総 数	624	1,499	2,772	2,148	69,824	12,091	
	人工林	総 数	536	1,340	2,065	1,855	2,227	2,427
		育成単層林	530	1,333	2,065	1,855	1,598	2,260
		育成複層林	6	7	0	0	629	167
	天然林	総 数	88	159	707	293	67,598	9,663
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	80	124	490	111	242	489
天然生林		8	35	217	182	67,356	9,174	
第IX分期	総 数	267	1,089	1,908	2,463	70,777	12,132	
	人工林	総 数	229	955	1,506	2,017	2,957	2,411
		育成単層林	210	948	1,502	2,017	2,164	2,176
		育成複層林	19	7	4	0	793	236
	天然林	総 数	38	134	402	446	67,820	9,721
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	38	96	322	267	319	539
天然生林		0	38	80	179	67,501	9,181	

国有林の計画制度の体系

